

## 第 1 章 総 則

### 第 1 条 (名 称)

本連盟は京都フットボール連盟（以下「本連盟」という）と称する。

### 第 2 条 (組 織)

本連盟は(一社) 京都府サッカー協会の加盟登録団体(以下「加盟チーム」という)の 1 種及びシニア種を以って組織する。

### 第 3 条 (目 的)

本連盟は加盟チームの相互の切磋により京都サッカー界の水準向上を期し、あわせてサッカーの健全な発達普及に努めると共にサッカーを通じて相互の親睦共励により、よりよき社会の形成者になることを目的とする。

### 第 4 条 (事 業)

この連盟はその目的を達成するために次の事業を行い、この事業は(一社) 京都府サッカー協会の事業に包括される。

1. 京都フットボールリーグの実施
2. 全国社会人サッカー選手権大会の実施
3. 全国クラブチームサッカー選手権大会の実施
4. 京都 FA カップ京都サッカー選手権大会社会人代表決定戦の実施
5. 京都シニアサッカー大会の実施
6. サッカー競技の普及並びに指導に関する事業
7. その他連盟目的達成に必要な事業

### 第 5 条 (事 務 局)

この連盟の事務局は次の所在地に置く。

所在地 京都市中京区新樫木町通竹屋町上ル西草堂町 182 京龍社ビル 2F

TEL 075 - 212 - 2002

FAX 075 - 212 - 6221

## 第 2 章 役 員

### 第 6 条 (種 類)

この連盟に次の役員を置く。

- |                     |                   |
|---------------------|-------------------|
| 1. 運営委員長…………… 1名    | 2. 副運営委員長…………… 2名 |
| 3. 運営委員…………… 若干名    | 4. 実行委員…………… 若干名  |
| 5. 評議員…………… 各チーム 1名 | 6. 監事…………… 2名     |

#### 第7条 (選 出 方 法)

1. 運営委員長は(一社)京都府サッカー協会理事会の承認(推薦)を得て会長が指名する。
2. 副運営委員長、運営委員及び監事は運営委員長が推薦し運営委員会にて承認を得る。
3. 実行委員は、1部リーグは各チームより1名推薦し、運営委員長が承認する。  
2部ならびに3部、4部、シニアリーグは若干名運営委員長が指名する。
4. 評議員は、各チーム代表者1名とする。
5. 監事1名は(一社)京都府サッカー協会の監事より選出を受ける。

#### 第8条 (職務及び権限)

1. 運営委員長は、連盟業務を統轄し、本連盟を代表する。
2. 副運営委員長は、運営委員長を補佐し、運営委員長事故あるときはこれを代行する。
3. 運営委員は、連盟全般にわたる次の業務を分担し執行する。  
(イ) 総務 (ロ) 競技 (ハ) 経理 (ニ) 技術 (ホ) 審判 (ヘ) 規律 (ト) その他
4. 実行委員は、リーグ戦等全試合の運営に関する業務を分担し執行する。
5. 評議員は別に定める重要事項を審議決定する。
6. 監事は会計及び業務を監査する。

#### 第9条 (任 期)

役員の任期は、2年とする。但し再任を防げない。

### 第3章 会 議

#### 第10条 (評 議 員 会)

1. 評議員会は、毎年1回以上の定期評議員会を開き、次の事項を審議決定する。但し必要がある場合は運営委員長により臨時評議員会を召集することができる。  
イ 事業報告並びに事業計画の審議  
ロ 予算及び決算の承認  
ハ 当該年度途中における連盟規約の改廃  
ニ その他重要事項
2. 評議員会は評議員をもって組織する。
3. 評議員会は評議員の半数をもって成立する。出席できない評議員は委任状をもって議決権を行使できる。
4. 評議員の3分の1以上の要求があったときは、その要求事項が重要である時と運営委員会が認めた場合に限り、臨時評議員会を招集できる。
5. 評議員会の議長は運営委員長が指名する。
6. 評議員会の議事は評議員の過半数の同意をもって決定する。可否同数のときは議長がこれを決める。

#### 第11条 (運営委員会)

1. 運営委員会は運営委員長、副運営委員長、運営委員をもって構成し、運営委員長のもとに連盟運営を司り協議の上、次の事項を処理する。
  - イ 予算案の作成、執行並びに決算に関する事項
  - ロ 事業計画案の作成並びに実施
  - ハ 協会執行部との連絡並びに調整
  - ニ 各種記録の作成並びに保存
  - ホ 賞罰の裁量並びにその処置
  - ヘ その他、業務執行に關しての必要事項
2. 運営委員会は運営委員長がこれを招集する。運営委員会は委員総数の2分の1以上の出席をもって成立する。
3. 運営委員会の議長は運営委員長がこれに当り、出席委員の3分の2以上の同意をもってこれを決定する。
4. 運営委員会は会務処理のため次の部会におく。
  - (イ) 総務部会
  - (ロ) 競技部会
  - (ハ) 審判部会
  - (ニ) 規律部会
  - (ホ) 特別部会(臨時)各部会には主務者をおく。業務分掌は別に定める。競技部会は、実行委員があたる。

### 第4章 会 計

#### 第12条 (会 計)

1. この連盟の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。
2. 監査機関を設け、監査を受ける。

### 第5章 附 則

第13条 本規約に基づく連盟の運営は別に定める運営要綱による。

第14条 本規約は2025年4月1日より施行する。但し、2025年度の運営に関連する事項については、施行日前でも適用する。

# 運 営 要 綱（２０２５年度）

## 1. 運営委員会の事務分掌

1-1 運営委員会は会務処理のため次の部会をおき、それぞれ主務者をおく。

各部会の事務分掌は下記により処理する。詳細については、別途内規として定める。

イ 総務部会 …… 渉外、広報、登録、経理、その他の事務を処理する。

ロ 競技部会 …… 競技、技術に関する事務を処理する。

ハ 審判部会 …… 審判に関する事務を処理する。

ニ 規律部会 …… すべての違反行為に対する調査と処罰案の決定。

ホ 特別部会 …… 特殊な事項がある場合、特別に組織して対処する。

1-2 各部会は下記の帳簿を備え管理する。

イ 総務部会 …… 加盟団体登録名簿、役員名簿、会議議事録、優勝杯台帳、備品台帳、金銭出納簿、その他

ロ 競技部会 …… 競技記録簿、備品台帳、その他

ハ 審判部会 …… 審判記録簿、処分通知簿、その他

ニ 規律部会 …… 審判報告書、警告・退場の記録簿、出場停止通知記録簿、その他

ホ 特別部会 …… その都度決定

## 2. 会 計

2-1 運営委員長は当該年度の予算及び前年度の決算を作成し、評議員会に提出する。

2-2 加盟チームは当該年度の所定期日迄に所定の運営費を納入する。

## 3. 選 手 資 格

3-1 規約第2条に規定された加盟団体の選手の内、本連盟に加盟登録した選手をいう。

3-2 資格については疑義が生じた時は運営委員会で審議する。

## 4. 加 盟 登 録

4-1 本連盟の加盟団体は、(一社)京都府サッカー協会所定の登録を行うこと。

4-2 本連盟の加盟団体は、第1種・シニア種として(一社)京都府サッカー協会の加盟団体であること。(協会加盟をせずに本連盟に加盟することはできない)

4-3 本連盟に加盟した団体の加盟手続は本連盟運営委員会が取扱う。

## 5. 選 手 登 録

5-1 3項の資格を有する選手の登録人数は制限されない。

- 5-2 登録は毎年所定の手続き（Web 登録）を行い、翌年の 3 月 31 日迄有効とする。
- 5-3 本連盟の加盟団体の選手は他の加盟団体と二重に登録することはできない。
- 5-4 選手の追加登録（移籍・変更等一切の場合を含む）については所定の手続き（Web 登録）により、（公財）日本サッカー協会に申請し、登録料の支払いが完了した日から原則出場できる。尚、追加登録（1 部 2 部のみ対象）の期限を設定する。別途ホームページにて公式発表する。
- 5-5 JFA により「クラブ申請」を承認された「クラブ」内のチームに所属する選手については、所属チームから移籍することなく申請のチームで参加することができる。出場するチームは、2 種年代の選手登録を 5 名以内、1 試合 3 名まで出場することができる。
- 5-6 選手登録で疑義のある場合は速やかに運営委員長宛文書で照会すること。

## 6. リーグの編成及び入替制

### 6-1 本年度リーグ編成

- 1 部 1 ブロック制 8 チームとする。
- 2 部 3 ブロック制 24 チーム（A・B・C ブロック各 8 チーム）
- 3 部 6 ブロック制 48 チーム（A～F ブロック各 8 チーム）
- 4 部 7 ブロック制 57 チーム（A～G ブロック各 8～9 チーム）
- 1 部～4 部構成以外にシニアブロックをおく。

### 6-2 入替制

本年度の成績（順位）により、次のとおり入れ替える。

- ① 1 部の下位の 2 チームは、翌年度 2 部とする。下位 3 番目チームは、トップリーグチャレンジマッチ 3 位チームと入替戦を行う。
- ② 2 部の各ブロック 1 位チームは、トップリーグチャレンジマッチに進み、上位 2 チームは翌年度 1 部とする。3 位チームは、1 部の下位 3 番目チームと入替戦を行う。
- ③ 関西リーグへの昇格により 1 部リーグのチームが 1 チーム減となった場合、1 部リーグ下位 2 番目チームは自動降格せず、同チームはトップリーグチャレンジマッチ 3 位チームとの入替戦に出場することとする。トップリーグチャレンジマッチ上位 2 チームは自動昇格とする。
- ④ 関西リーグへの昇格により 1 部リーグのチームが 2 チーム減となった場合、1 部リーグ最下位チームはトップリーグチャレンジマッチ 3 位チームとの入替戦に出場することとする。トップリーグチャレンジマッチ上位 2 チームは自動昇格とする。
- ⑤ 関西リーグからの降格等により 1 部リーグのチームが 1 チーム増となった場合、

1 部リーグ下位 3 チームは自動降格とし、下位 4 番目チームをトップリーグチャレンジマッチ 3 位チームとの入替戦に出場することとする。トップリーグチャレンジマッチ上位 2 チームは自動昇格とする。

- ⑥ 関西リーグからの降格等により 1 部リーグのチームが 2 チーム増となった場合、1 部リーグ下位 4 チームは自動降格とし、下位 5 番目チームをトップリーグチャレンジマッチ 3 位チームとの入替戦に出場することとする。トップリーグチャレンジマッチ上位 2 チームは自動昇格とする。

- ⑦ 2 部の各ブロック下位 2 チームは、翌年度 3 部とする。

1 部リーグからの降格等により 2 部リーグのチームが 24 を超える場合、増となったチーム数に応じ、2 部リーグ各ブロック下位 3 番目チームの中で勝点、得失点等が最下位のチームから 3 部へ自動降格とする。

- ⑧ 3 部の各ブロック 1 位は、翌年度 2 部とする。

- ⑨ 3 部の各ブロック下位 2 チームは、翌年度 4 部とする。

チーム数の増減等で当てはまらない場合は、運営委員会で決定する。

- ⑩ 4 部の各ブロック 1 位は、翌年度 3 部とする。

チーム数の増減等で当てはまらない場合は、運営委員会で決定する。

- ⑪ チーム数の増減等で空位が出た場合は、運営委員会で決定する。

- ⑫ シニアブロックは、別に定める「シニア運営要項」によることとする。

チーム数の増減等で当てはまらない場合は、運営委員会で決定する。

6-3 関西サッカーリーグから降格したチームは、翌年度 1 部リーグの 1 位として取扱う。

6-4 1 部リーグのチームが関西リーグへ昇格した時、また上位のリーグで解散等により空位が発生した時の処理方法はその都度運営委員会で決定する。

## 7. 審 判

7-1 加盟チームは 4 名以上審判員を登録すること。審判員は協会所定の資格を有すること。

7-2 本リーグの審判員は協会登録審判員又は運営委員会の指名した本連盟の審判員が当たる。

7-3 審判員の指名は、運営委員会が行う。指名にはチーム指名制と個人指名制がある。

7-4 チーム指名制は試合日程表にチーム名をもって明示するのでチーム代表者は、自チームの審判員に伝達の上、この派遣について責任をもつこと。

7-5 個人指名制は協会登録審判員の内から指名し、本人あてに通知する。

7-6 指名された審判員の変更は原則として行わないが、やむを得ない事情で担当できないときは当該審判員が他の審判員に交渉し、代理として派遣させること。但しこの場合当該試合日の 1 週間前迄にその旨、運営委員長に申し出て了承を得なければならない

い。

- 7-7 審判料はチーム指名制の場合は不支給。個人指名制の場合は別途運営委員会で決定する。
- 7-8 審判員の用具一式は審判員が用意すること。尚、服装は規定のものを着用すること。
- 7-9 チーム指名の場合審判員の怠慢行為は所属チームの怠慢行為とみなし、チームが責任をとることとする。
- 7-10 試合を棄権するチームの審判割当は変更しない。当初割当てられた該当チームが担当することとする。

## 8. 表 彰

- 8-1 下記の通り表彰する。

イ. (一社)京都府サッカー協会表彰 …………… 各部優勝チームには記念品を贈る。

- ① 1部1位                      ② 1部2位                      ③ 1部3位
- ④ 2部各ブロック1位
- ⑤ 3部各ブロック1位
- ⑥ 4部各ブロック1位
- ⑦ シニアカテゴリー別1位

ロ. 京都新聞表彰                      (別途規定)

- 8-2 表彰式の日程は別途定める。
- 8-3 その他特に表彰を必要とする場合は運営委員会で決定する。

## 9. 日 程

- 9-1 原則として毎年4月1日より翌年2月末日の土曜、日曜、祝日に行う。
- 9-2 運営委員会で決定した日程は原則として変更することはできない。
- 9-3 運営委員会で日程等を変更した場合の通知は、関係者のみにとどめることがある。
- 9-4 日程表の確認は、自チームの責任とし、通知のない場合は、本連盟に確認することを義務付ける。

また、日程表は、京都フットボール連盟ホームページにて公開・案内をする。

( <http://kyotofa.com> )

## 10. 試 合

### 10-1 形 式

- ① 1部リーグは、2回戦総当たりのリーグ戦で行い、上位4チームによる1部決勝ラウンドは行わない。
- ② 2部リーグは、1回戦総当たりのリーグ戦で行い、その結果各ブロック上位1チームの

計 3 チームによるトップリーグチャレンジマッチマッチを行う。その要項については、別途運営委員会によって決定する。

- ③ 3 部リーグは、7 試合のリーグ戦で行う。
- ④ 4 部リーグは、7 試合のリーグ戦で行う。但し、9 チームの編成ブロックも 7 試合で行う。
- ⑤ シニアリーグは、出場選手の年齢制限、試合形式等は、別に定めるシニア要項によることとする。成績については、カテゴリー別に順位を決定する。  
尚、試合数は原則 7 試合とする。

#### 10-2 時 間

1 部・2 部は、40 分-10 分-40 分として 3 部・4 部は、30 分-5 分-30 分とする。

シニアリーグはシニア要項によることとする。延長戦は行なわない。また、チームが要望した場合は前後半ともに最低 1 回の飲水タイムを設けることとする。ただし、試合時間内に設けることとし、アディショナルタイムに含めない。(両チーム了承の上、不要と判断した場合はこの限りではない。) 指定された絶対終了時間は厳守するものとする。

#### 10-3 選手交替

- ① メンバー提出の際、交替要員 9 名を記入して提出する。
- ② 1、2 部リーグは上記 9 名の範囲内で随時 6 名までの交替が認められる。(交代回数はハーフタイムを除き 3 回までとする)
- ③ 3、4 部リーグにおいては上記 9 名の範囲内で随時 8 名の交替が認められる。
- ④ シニアリーグは、別に定めるシニア運営要項による。
- ⑤ 選手交替に当っては所定のルールによること。
- ⑥ **脳震盪による交代は実施しない。**

#### 10-4 ベンチ入り役員

事前に登録されたスタッフのうち 6 名までベンチ入りを認める。

#### 10-5 順位決定

- ① 試合の勝者には 3 点、引き分け 1 点、敗者には 0 点の勝点が与えられ、勝点の多い順に順位を決定する。棄権チームには勝点-3 点とする。但し勝点合計が同一の場合は以下の順序により決定する。
  - 1. 全試合のゴールディファレンス(得点 - 失点)
  - 2. 全試合の総得点
  - 3. 該当チームの対戦成績 (① 勝点 ② ゴールディファレンス ③ 総得点)
  - 4. 反則ポイント (警告 1 ポイント、異議・遅延行為による警告はさらに 1 ポイント加算、退場 3 ポイント (警告 2 回による退場含む)、出場停止は 1 試合につき 3 ポイント)
  - 5. 運営委員会による裁定 (報告書提出状況、支払・書類期限厳守等)



- ② 勝点が同一の場合で棄権試合をしたチームは下位とする。
- ③ 9 チーム編成ブロックで、8 試合する 1 チームの戦績は最下位チームとの戦績を除く。

#### 10-6 試合球

- ① 公益財団法人日本サッカー協会規定による公認ボールとする。
- ② ボールは両チームで準備する。(極力新しいボールを準備すること)
- ③ 京都フットボールリーグ 1 部及び 2 部では、所定のボールを**審判担当チーム**が準備すること。

#### 10-7 退場・警告

- ① 試合中に退場を命じられた選手及び退席を命じられたチーム役員、警告を受けた選手及びチーム役員は、当年度京都フットボール連盟主催大会懲罰基準に従う。
- ② 審判員は警告又は退場処分をした場合、2 日以内に運営委員長あて所定の様式により報告すること。

#### 10-8 試合人数

- ① 必ず 11 名揃うことがあたりまえであるが、不測の事故等の場合、最低 7 名で試合を開始できる。(6 名以下は棄権とみなす)

#### 10-9 競技規則

当年度公益財団法人日本サッカー協会競技規則による。

### 11. 試合運営

#### 11-1 試合運営管理

- ① グラウンド設営は両チームが行い、試合進行、競技運営を審判担当チームが行う。  
(別紙、運営マニュアルを参照すること)
- ② 審判担当員は、主審 1 名、副審 2 名、第 4 の審判員の業務も行う。

#### 11-2 ユニフォームの確認

- ① ユニフォームが同色とならないよう試合の前日までに相手チームと打ち合わせておくこと。異色のユニフォームを用意すること。当日、主審のトス(コイン)により決定する。
- ② チーム内のユニフォーム(シャツ、ショーツ、ストッキング)は必ず統一すること。
- ③ 審判員は黒色を着用するので、同色に近いユニフォームの使用は原則認めない。

#### 11-3 試合準備

- ① 審判担当員(4 名)が、事務所へ試合の 1 時間前に使用の連絡に行くこと。
- ② 第 1 試合の両チームが分担して事務所(倉庫)より諸道具(ライン引き、ネット、コーナフラッグ、石灰など)を借り出し、本部席を設置し、試合開始定刻の 30 分前迄にはすべての準備を完了すること。

- ③ 第 1 試合の審判担当員は仕上がり状況を確認しながら、定刻に試合を開始すること。  
万一、試合が遅れたときは、その時間だけ試合時間を短縮することとする。  
但し、試合の成否は報告書に基づき、運営委員会で裁定する。

#### 11-4 メンバー表の提出

- ① 試合開始の 60 分前迄にメンバー表は、相手チームならびに審判員に提出すること。
- ② 電子登録証及び登録選手一覧表（写真付き）は、審判担当員の確認を得ること。
- ③ 万一、相手チームのメンバーに疑義のあるときは、運営委員会へ文書にて報告すること。不正が発見された場合は運営委員会で裁定する。

#### 11-5 試合の進行

審判担当員は、所定の時間通り試合が進行するよう十分な配慮をすること。進行を妨げる行為には看過することなく警告を与えること。又、運営委員会に文書（運営報告書）で報告すること。事実調査の上、裁定する。

#### 11-6 後 始 末

- ① 最終試合の両チームは分担して諸用具を点検の上、事務所（倉庫）へ返納すること。
- ② 審判担当員はすべての後始末が終了したことを確認し、施設管理者へ終了の連絡に行くこと。
- ③ 支障が認められたときは、運営委員会に速やかに文書（運営報告書）にて連絡すること。（連絡がないと翌週のリーグ開催に支障をきたすので厳守のこと）

#### 11-7 試合の記録

- ① 各試合の審判員は所定の用紙にスコアを記入し、次の担当審判員に引き継ぐ。
- ② 最終試合の審判員は全試合を当日もしくは翌日に所定の用紙（第 1 試合の審判担当宛に送付）にて運営委員会に送付報告すること。
- ③ 試合の当事チーム（両チーム）代表者は、試合の翌日必ず結果通知書（所定様式）で運営委員会宛に報告すること。
- ④ 審判担当員は審判報告書及び運営報告書を試合の翌日に必ず運営委員会宛に報告すること。

#### 11-8 事 故

競技場における選手及び観衆の事故については、当連盟は一切責任を負わない。  
但し、事故のあった場合は適切な処置を計るとともに、速やかに運営委員長に報告すること。

#### 11-9 落雷事故防止に関する試合の取扱い

試合開始後、雷の為に試合を中断し、再開出来ない場合はその時点のスコアにより決定する。

試合開始前に中止となった場合は運営委員会で決定する。

## 12. 罰 則

### 12-1 棄 権

- ① やむを得ない理由により事前に棄権を運営委員長に申し出て承認を得た棄権負けは勝点を－3点として処理する。
- ② 無断棄権を行なったチームは運営委員会が調査し、故意と認めた場合及び悪質な怠慢行為と認めた場合は処分を行う。
- ③ ①項の場合にもこれが度重なる場合は②項と同様の扱いとする。

### 12-2 審 判

審判担当を無断で怠ったチームは運営委員会が調査し、故意と認めた場合及び悪質な怠慢行為と認めた場合は処分を行う。

### 12-3 規約の不履行

規約の規定の不履行が生じた場合は、運営委員会並びに(一社)京都府サッカー協会の裁定に従うものとする。

## 13. 年次報告書

13-1 当連盟は年次報告書を発行する。その内容は試合記録、本リーグ運営の経過、経理状況等である。

### 13-2 優秀選手の発表

当連盟は毎年度末本連盟の1部リーグの優秀選手を選び公表する。

## 14. 附 則

14-1 本運営要綱にない詳細な点については、運営委員会が決定する。

14-2 本運営要綱は、運営委員会の承認により改廃することができる。

14-3 本運営要綱は、2025年2月4日に改訂。施行日は、2025年4月1日とする。